

令和7年度佐賀県立伊万里実業高等学校スクールバス運行业務委託仕様書

1 目的

校舎制を導入している佐賀県立伊万里実業高等学校において、生徒の安全確保及び負担軽減を図るため、部活動等で校舎間を移動する際にスクールバスを運行する。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 運行区間（農林キャンパスを農林C、商業キャンパスを商業Cとする）

・部活動用運行区間（2往復）

車庫→農林C→商業C→農林C→車庫→農林C→商業C→農林C→車庫

・学校行事等用運行区間（1往復）

車庫→農林C→商業C→農林C→車庫

※部活動用運行区間におけるキャンパス間の運行経路は、伊万里市国見台運動公園を經由すること。

※運行経路の「商業C→農林C」において、乗車する生徒がいない場合は、その経路を運行せず、車庫（使用の本拠）へ帰庫させること。

4 運行車両 大型バス又は中型バス

5 運行形態 ワンマン運行

6 単価項目

(1) 時間単価（出庫前及び帰庫後の点検時間、休憩及び待機時間を含む）

(2) 走行距離単価（車庫（使用の本拠）と学校間の距離を含む）

※時間は30分以上を切り上げ、距離は10km未満を切り上げる。

7 運行予定数量

運行回数 年間203回程度

（部活動197回、学校行事6回）

ただし、運行回数等は、学校教育活動や天候状況等により一部変更する場合がある。

8 運行計画

学校は、翌月の運行計画を前月25日（週休日等の場合はその前日）までに受託者へ連絡する。なお、運行計画の変更がある場合は、速やかに受託者へ連絡する。

9 委託業務内容

(1) 運転手の配置等

- ・この業務に適した運転手を配置すること。
- ・運転者に対し、バスを安全で確実に運行するよう指導すること。

(2) 運転手の主な業務

- ・法令を遵守し、バスを安全に運転すること。
- ・バスは、定刻に発車すること。
- ・生徒の座席着席を確認後、発車すること。
- ・生徒が乗降する際は、停車前に乗車口の扉を開かないこと。
- ・生徒の降車後は、安全確認を行った後、乗車口を閉めること。
- ・学校の指定する方法での生徒の乗車状況記録を行うこと。

(3) 車両の管理

- ・委託業務遂行に支障をきたさないように随時点検整備を行うこと。
- ・整理整頓や適切な清掃を行い、清潔な状態を保つこと。

(4) 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- ・自然災害等の緊急時には、受託者及び学校と協議の上、対応を決めること。
- ・委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関に緊急連絡するとともに学校責任者に連絡し、委託者の指示により受託者の責において処理するものとする。
- ・バス故障時等においては、代替バスを手配すること。

(5) 運行状況報告

- ・スクールバス運行日誌等（様式は任意）をその都度記載し、毎月業務完了後、運行日誌を付した完了報告書を提出すること。

10 自動車保険

運行車両は、対人賠償無制限、対物賠償200万円以上の任意保険に加入すること。

11 請求及び支払

受託者は、当月分について、翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

請求及び支払金額は、契約単価にそれぞれの運行実績時間・距離数を乗じた金額の合計額に消費税及び地方消費税額を加えた金額（円未満切捨）とする。

